

参議院社会労働委員会會議録第三号

昭和三十九年一月三十日(木曜日)

午前十時二十八分開会

委員の異動

一月三十日

補欠選任

市川 房枝君

林

塩君

出席者は左のとおり。

委員長

鈴木 強君

理事

高野 一夫君

徳永 正利君

藤田 藤太郎君

柳岡 秋夫君

委員

加藤 武徳君

亀井 光君

紅露 みつ君

丸茂 重貞君

山本 杉君

横山 フク君

阿具根 登君

杉山善太郎君

藤原 道子君

林 塩君

村尾 重雄君

国務大臣

大橋 武夫君

政府委員

蔵内 修治君

労働大臣官房長

和田 勝美君

労働大臣官

鈴木 健二君

労働省労働

村尾 茂利君

基準局長

村上 茂利君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

○労働問題に付した案件
(労働行政の基本方針に関する件)
(労働省関係今期国会提出予定の法律案に関する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。本日、市川房枝君が委員を辞任され、その補欠に林塩君が選任されました。

○委員長(鈴木強君) 労働問題に対する調査を議題といたします。

まず、労働大臣より、労働行政の基本方針についての所信を聴取いたします。

○国務大臣(大橋武夫君) 第四十六回通常国会の再開にあたり、一言所信を申し述べ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

私は、労働行政を推進する基本的心がまえとして、完全雇用の達成と労働条件の向上を目標として、経済諸施策全体との調和を保ちながら一歩一歩着実に前進してまいりたいと存じ、明年

度の予算の編成をはじめ、機会あるごとにこの趣旨に沿って微力を尽くしてまいりたいと存じます。

特に、本年は、わが国経済がいよいよ本格的な開放体制への移行という局面を迎え、経済基盤の一層の強化を急務とする年であり、今後とも国民全体の福祉との均衡をはかりつつ、この目標の実現のため真摯に努力してまいりたいと存じます。よろしく御指導御鞭撻くださるようお願いいたします。

最近の雇用情勢をみますと、経済の拡大に伴い、雇用は著しい伸びを示し、特に若年労働者、技能労働者を中心とする労働力不足の状態は、今後の経済発展と新規労働力の供給事情を考慮しますと、一層強まるものと考えられます。

しかし、他面、中高年齢求職者等の就職はなお容易でなく、ことに石炭産業等に見られるように、産業構造の転換に伴い、多数離職者の発生をみている状況であります。これに対処するためには、労働力需給関係の不均衡の是正と、労働力の有効適切な活用について計画的な施策がより一層必要であると考へております。

このため、まず総合的な雇用計画を樹立し、全国的視野に立つて有効適切な需給調整を行なう基盤を確立することとが肝要であると考え、三ヵ年計画で労働市場センターの設置及び関連通信網の整備を行なうこととし、全国の求人、求職状況を迅速、的確に把握し、有効な結合を促進する基盤をつくることといたします。

また、公共職業訓練につきましても、再就職の困難な中高年齢失業者や産業構造の変革等により離職を余儀なくされる人々に対する転職訓練を重点的に推進し、これらの人々の雇用の安定をはかることと、技能労働力の確保に資する考へであります。

さらに、事業内職業訓練につきましてもその推進をはかり、特に中小企業の現状にかんがみまして、これに対する助成援助を一層強化してまいりたいと存じます。

次に、中小企業の労働者の労働条件と福祉の向上をはかる施策につきましても、中小企業の生産性を向上し、その成長発展をはかるためにも重要であります。

このため、中小企業の経営基盤の強化のための諸施策と相まって、最低賃金制の実効ある拡充、労働時間の漸進的短縮、労務管理の近代化対策等の諸施策を推進し、さらに、中小企業者等が自主的に設置する労働福祉施設に対する融資額を増大する等、今後とも積極的な諸施策を講ずる考へております。とりわけ中小企業退職金共済制度につきましては、昨年十一月の中小企業退職金共済審議会の答申の趣旨にのっとり、適用対象である中小企業者の範囲の拡大、掛金月額の最高額の引き上げ、中小企業退職金共済事業団の資金の還元融資、建設業等における期間を定めて雇用される者についての特別措置等を骨子とする改正法律案を提出し、今国会において御審議を願う考へております。

なお、これに関連して、労働者五人

未満の事業所に対して失業保険を当然適用することにつきましては、各方面の要請もあり、労働省としてもその必要性に着目し、労災保険の五人未満事業所に対する当然適用とともに、昭和四十一年度実施を目途として諸般の準備を進めたいと考えております。

次に、賃金問題につきましては、最近の経済成長の過程における雇用労働諸情勢の推移に伴って、賃金制度をめぐって種々の問題が生じておりますので、先般来学識経験者の方々に賃金制度について国民経済全般の見地からの調査研究をお願いしている次第でありまして、有益な研究の成果が得られることを期待しております。

また、賃金は、国民経済と調和を保ちつつ、消費者物価の安定と相まって実質的に改善されるべきものと考えますので、今後とも関係労使がかかる観点から賃金問題を合理的に解決するよう期待し、そのために政府としては必要な基本資料の整備、提供につとめてまいりたいと考えております。

さらに、最低賃金制度につきましては、さきの中央最低賃金審議会の答申に基づき、その実効ある拡充をはかってまいり所存であり、また、すでに決定をいたしました最低賃金のうち、実情に沿わなくなったものにつきましては、その改正について鋭意努力しているところでありまして、今後とも一そうこの面の努力を続けてまいりたいと存じます。

次に、労働災害の防止につきましては、労働政策の最も重要なものの一つとして、従来から格段の努力をいたしてきたところでありますが、なお多くの災害が発生し、多大の経済的損失を

もたらしているのみならず、多数の尊い人命が失われていることは遺憾にたえません。

このような実情に対処するため、労働基準法に基づく監督、指導の強化、関係規制の整備、行政体制の充実等により、労働者が安心して働くことのできる職場環境の形成のために全力をあげて当たりたい所存であります。その一環として、かつ、これらの諸施策を効果あらしめるために、労働災害防止計画の作成と実施、事業主の行なうべき労働災害防止活動を効果的なものとするための体制の整備と、これに対する指導、助成、建設業等の特に危険かつ特殊な作業についての特別規制措置等を実施したいと考えて、労働災害の防止に関する法律案を重ねて本国会に提案することとしたのであります。

が、御承知のように、本法案実施に要する経費はすでに今年度予算にも計上いたしてありますので、労働省としては、本法案の早期成立を期待いたしている次第であります。

さらに、労災保険制度につきましても、最近における社会経済、労働情勢の変化にこれを適応せしめ、これを一そう充実させるため、昨年末、労災保険制度全般の再検討について、労働者災害補償保険審議会に対し諮問いたしたところであります。同審議会の検討の結果をまつて、関係法律の改正を考慮いたしたいと考えております。

また、労働保険審査会の能力を拡充し、審査の迅速、適正を期するため委員の増員を行なう等、労働保険審査官及び労働保険審査会法に所要の改正を行なうため、本国会の御審議をお願いする考えであります。

次に、労使関係の問題であります。経済の繁栄と民主主義の発展とは、健全な労働運動の進展と、よき労働慣行の確立に負うところがきわめて大であります。

政府といたしましては、従来から労働教育その他の施策を通じて、自由にして民主的な労働運動の発展と正常な労使関係の形成につとめてまいりました。が、今後とも、かかる施策をさらに推し進める考えであります。

特に今後は、開放経済体制への移行等を控え、これに対処して問題を円滑に処理するためには、労使が平素より相互信頼を基調とした話し合いによる合理的な問題処理の慣行を確立しておくことが最も大切であると考え、全国的な話し合いの機運の醸成につとめていくところであります。が、今後ともかかる考え方を基本として労使問題の解決に当たる考えであります。

婦人年少労働者対策でございますが、職業対策といたしましては、若年層を中心とする婦人労働力の需要に對処し、未開発な面の多い婦人の労働力を適正かつ有効に活用するための諸施策を推進するとともに、中高年層婦人の就業援助を強化するため、家事サービス訓練施設・内職相談施設の充実につとめる考えであります。

また、婦人及び年少労働者の保護福祉の増進をはかるためには、かねて中小企業密集地域に「働く婦人の家」、「勤労青少年ホーム」を設置してまいりましたが、これらの整備拡充をはかるとともに、中小企業団体に設置を勧奨してまいっております。年少労働者福祉員につきましても一そう活動の活発化を促進し、年少労働者のための産業人

事相談制度の普及につとめる所存であります。

最後にILO八十七号条約につきましては、できる限り早期にその批准をいたしたい政府の基本方針に変わりはなく、私といたしましても、就任以来最も力を尽くしてきた問題であります。が、今国会においても、すでに開会冒頭に同条約批准承認案件及び関係法案を提出してあるところであります。関係案件の成立を期するために、引き続き一そう努力を傾注してまいり所存であります。

以上、労働行政の当面の諸問題につきまして所信の一端を申し上げましたが、今後各位の御意見を十分拝聴しながら、労働行政の推進に一そう力を尽くしてまいりたいと存じます。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(鈴木勲君) 次に、今期国会における労働省関係提出予定法案について、政府より説明を聴取いたします。

○政府委員(和田勝義君) お手元に「第46回国会提出予定法案(労働者)」という資料がまいっております。これをあらためてごらんいただきながらお聞き取りをお願いいたします。

今国会に提出を予定しておりますのは、総計で六件でございます。三十九年度予算に関連いたしますもの四件、その他二件でございます。

まず第一は、労働省設置法の一部を改正する法律案でございます。これは労働省に労働研修所を新たに設置することといたしたいというものと、労働行政を進めていく上に必要な定員の増加をお願いをいたしたいというものでございます。定員の増加は、全体では七百五十名の定員増加でございますが、直接設置法との関連のあるものは六百四十六名でございます。他は都道府県の地方事務官として、地方自治法の改正をお願いすることになろうかと考えております。

次は、労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案でございます。労働保険審査会におきましては、年間たいたいたすところ二百七、八十件の処理をいたしますが、年度繰り越しも同じく二百七、八十件ございまして、こういう事情にかんがみまして、救済を求めておられる労働者側の声をすまやかに判断をする意味からいたしまして、審査会の委員の定数、現在三名を六名にふやしまして、審査方式も三人ずつによる、いわゆる小法廷式な方式によって、審査会を幾つかに分けることによって、事務の迅速な処理をはかりたい、かように考えておるものでございます。そのような中身のものがこの審査会法の一部を改正する法律案でございます。

次は、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、これはILO八十七号条約に関連します国内法規でございます。まして、同法案の四三項の削除、これはすでに通常国会冒頭に国会に提出をいたしております。

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案も、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案と同趣旨のものでございまして、同法案の五三項の削除を内容とするものでございます。

次は、中小企業退職金共済法の一部

を改正する法律案でございます。中身といたしましては、中小企業退職金共済法は、現在、中小企業の範囲を、従業員二百人というところで制限をいたしておりますが、その範囲を拡大をいたしまして、現在の予定といたしましては、従業員を三百人のところまで対象の範囲を広げてまいりたい、多少その他の点がございしますが、大まかに申しますればそういうことでございます。

会において多少政府原案を修正をいたして提案をいたしました、それと全く同じ内容のものを今国会に提出をいたしております。中身についてはそういうことでございしますので、特に申し上げることは省略させていただきます。

別会計のほうで御説明を申し上げたいと存じます。

次に、各事項に入りまして、六ペーシをお開きいただきたいと思ひます。

第一が、近代的労働市場の育成と労働力流動化の促進に必要な経費でございます。現下の労働力需給の不均衡と、これを契機として今後予想されます労働力不足の情勢に対処いたしまして、さしあたり近代的労働市場の育成のために、三カ年計画に基づく職業安定組織網の改善強化と、従来行なってきたまいりました労働力流動化の推進をさらに強化しようとするものであります。

をいたしたい。その第一年度分といたしまして九億九千八百九十四万円を計上いたしておるわけでございます。この労働市場センターの果たす機能につきまして、この概要に書いてありますとおり、広域職業紹介の迅速化、労働市場情報の迅速な把握とその提供、失業保険被保険者期間の通算、失業保険料徴収事務の効率化、失業保険金不正受給の防止という、職業安定関係のもろもろの業務を、人によってできない仕事をこれによって果たすという体系に持っていきたいと考えておるわけでございます。

億—昨年度四十億でございましたが、契約ベースとして六十億、資金計画額といたしまして五十億を計上いたしておるわけでございます。

三番目が、労働市場別賃金実態の速報でございますが、労働力の流動化の裏づけといたしまして、各地域ごとの各労働市場別ごとの賃金の実態がわかりませんと、労使ともに非常に不便を感じます。不便を感じるのみならず、労働力の需給の結合の円滑化の妨げとなりますので、この労働市場別ごとの賃金の実態を調査いたしまして、それをできるだけすみやかに、大体年二回程度労使にその情報を御提供申し上げる、こういう考え方でございます。

それから、中小企業退職金共済事業団によりまして共済事業を実施いたしておりますが、事業団の余裕金も漸次ふえてまいりましたので、その一部を加入者に対する還元融資として加入者側に貸し付けることのできる制度を設けたいということが第三点でございます。

○委員長(鈴木健二君) 次に、昭和三十九年度労働関係予算について説明を聴取いたします。

○政府委員(鈴木健二君) 労働省所管昭和三十九年度予算の概要につきましては、お手元に御配付いたしております資料に基づきまして御説明申し上げます。

その第一が労働市場センターの設置及び関連通信網の整備でございます。三十八年度予算におきまして、失業保険被保険者期間の通算制度を実施するために失業保険計算センターの予算を計上されたわけでございしますが、この施設を利用し、かつ、それを一歩進めまして、労働市場センター並びにこれに関連する連絡通信網の整備を行なう、こういう構想で臨みたい。すなわち、中核機関としての労働市場センターと第一線の職業安定所とをテレタイプ及びテレックスによって直結いたしまして、電子計算機を使いまして、従来安定所ごとに分断されておりました労働市場を再編いたしまして、全国にわたる労働市場を形成し、労働力の流動化の円滑化をはかろうとするものでございます。これを完成いたしますまでの総費用は約三十億と想定されておりますが、これを三カ年間で実施

が、広域職業紹介活動の強化及びその裏づけとしての移動労働者用住宅の大量建設と雇用促進融資の拡大でございます。いま申し上げました労働市場センター等に関するところは、組織の問題として最近の雇用情勢に対処しようとするものでございしますが、実際問題として、その移動する労働者のための宿舎と申しますか、住宅がなければこの流動化問題は解決できないわけでございまして、三十八年度に引き続きまして、三十九年度におきましても、こういった意味の移動労働者用住宅を大量に建設したい、その数といたしましては一万戸を計画いたしておるわけでございます。次に、雇用促進融資の拡大でございますが、いま申しましたような流動化の対象となる雇用労働者を雇用する事業主が、住宅とか福祉施設とか訓練施設とかいふものを設置、整備しようとする場合に低利の融資を受ける必要がありますので、この融資額といたしまして、契約ベースで六十

億—昨年度四十億でございましたが、契約ベースとして六十億、資金計画額といたしまして五十億を計上いたしておるわけでございます。

三番目が、労働市場別賃金実態の速報でございますが、労働力の流動化の裏づけといたしまして、各地域ごとの各労働市場別ごとの賃金の実態がわかりませんと、労使ともに非常に不便を感じます。不便を感じるのみならず、労働力の需給の結合の円滑化の妨げとなりますので、この労働市場別ごとの賃金の実態を調査いたしまして、それをできるだけすみやかに、大体年二回程度労使にその情報を御提供申し上げる、こういう考え方でございます。

第四点は、現在の退職金共済法によりまして、短期雇用のものであります業者を転々と変わるものにつきましては適用除外になっておりますが、最近におきまして建設業のような特定の業種におきましては、これらの労働者の確保のために非常に苦慮いたしております。そういうものに対する一つの手助けと申しますか、そういう意味合いもございまして、そういうような労働者を対象にした退職金共済制度を新たに設けたいという中身のもの、その他事務的のささいなものが内容となっております。

第一ページの総表をあらわしたいたしたいと思ひますが、一般会計の歳出、上から二行目でございしますが、三十九年度要求額八百二十一億四千二百二十万二千円でございます。三十八年度予算額七百三十三億五千五百九万八千円に比しまして、八十七億八千七百四十万四千円増でございます。三十八年度予算額は、本年度補正予算四億二千七百五十七万三千円を含んでおりますので、それを差し引きますと、当初予算に比しますと九十二億四千四百六十七万七千円の増額になっております。その比率は一一・六%となっております。

特別会計につきましては、後ほど特

をいたしたい。その第一年度分といたしまして九億九千八百九十四万円を計上いたしておるわけでございます。この労働市場センターの果たす機能につきまして、この概要に書いてありますとおり、広域職業紹介の迅速化、労働市場情報の迅速な把握とその提供、失業保険被保険者期間の通算、失業保険料徴収事務の効率化、失業保険金不正受給の防止という、職業安定関係のもろもろの業務を、人によってできない仕事をこれによって果たすという体系に持っていきたいと考えておるわけでございます。

億—昨年度四十億でございましたが、契約ベースとして六十億、資金計画額といたしまして五十億を計上いたしておるわけでございます。

三番目が、労働市場別賃金実態の速報でございますが、労働力の流動化の裏づけといたしまして、各地域ごとの各労働市場別ごとの賃金の実態がわかりませんと、労使ともに非常に不便を感じます。不便を感じるのみならず、労働力の需給の結合の円滑化の妨げとなりますので、この労働市場別ごとの賃金の実態を調査いたしまして、それをできるだけすみやかに、大体年二回程度労使にその情報を御提供申し上げる、こういう考え方でございます。

最後に、労働災害の防止に関する法律案でございます。これは前通常国会に御提案をいたしまして、次の臨時国会

特別会計につきましては、後ほど特

をいたしたい。その第一年度分といたしまして九億九千八百九十四万円を計上いたしておるわけでございます。この労働市場センターの果たす機能につきまして、この概要に書いてありますとおり、広域職業紹介の迅速化、労働市場情報の迅速な把握とその提供、失業保険被保険者期間の通算、失業保険料徴収事務の効率化、失業保険金不正受給の防止という、職業安定関係のもろもろの業務を、人によってできない仕事をこれによって果たすという体系に持っていきたいと考えておるわけでございます。

をいたしたい。その第一年度分といたしまして九億九千八百九十四万円を計上いたしておるわけでございます。この労働市場センターの果たす機能につきまして、この概要に書いてありますとおり、広域職業紹介の迅速化、労働市場情報の迅速な把握とその提供、失業保険被保険者期間の通算、失業保険料徴収事務の効率化、失業保険金不正受給の防止という、職業安定関係のもろもろの業務を、人によってできない仕事をこれによって果たすという体系に持っていきたいと考えておるわけでございます。

億—昨年度四十億でございましたが、契約ベースとして六十億、資金計画額といたしまして五十億を計上いたしておるわけでございます。

三番目が、労働市場別賃金実態の速報でございますが、労働力の流動化の裏づけといたしまして、各地域ごとの各労働市場別ごとの賃金の実態がわかりませんと、労使ともに非常に不便を感じます。不便を感じるのみならず、労働力の需給の結合の円滑化の妨げとなりますので、この労働市場別ごとの賃金の実態を調査いたしまして、それをできるだけすみやかに、大体年二回程度労使にその情報を御提供申し上げる、こういう考え方でございます。

員二十六万六千五百人に比ばまして六万九千四百人の増でございます。予算にいたしますと、三十九年度のいま申しました三十三万五千九百人を対象といたしまして、失業対策費の予算総額は……（「どこだ。出てないじやないか。」と呼ぶ者あり）いまは補足して説明させていただきますのでございませう。あと、おのおの細目で人数が出てまいります。あとでイロハに分けておのの各項目ごとに人数が出てまいります。全般的な概況を補足して説明させていただきますのでございませう。

そうして、いま申しました三十九年度の予算総額が三百六十四億九千二百万円でございますが、右肩に書いてあります五百九十九億六千万円の要求額は、失業保険庫庫負担金の二百三十四億七千三百万円を含んだ数字になっておりますので、この失業保険の庫庫負担金を除きますと、いま申しました三百六十四億九千九百九十六万円になりますのでございませう。

○委員長（鈴木強君） 速記を始めて。

○委員長（鈴木強君） 速記を始めて。

○委員長（鈴木強君） 速記を始めて。

○政府委員（鈴木健二君） 失礼申し上げました。それで、いま全額を申し上げたわけでございますが、その内訳につきまして、ただいまから各事項につきまして御説明申し上げたいと思っております。

まず第一が、中高年齢失業者等に対する就職促進措置の強化でございますが、これは昭和三十八年七月、職業安定法の改正に基づく中高年齢失業者等に対する就職促進の措置を忠実に実行してまいらうという経費でございませう。

て、対象人員といたしまして、先ほど申し上げましたように、十二万人を考えております。御承知のとおり、就職促進の措置は、数字はここには書いてございませんけれども、十二万人を一応対象として考えております。その就職促進措置の内容といたしましては、一つは就職指導でございます。一つは転職訓練になるわけでございますが、その前提といたしまして、こうした人たちの就職のお世話を申し上げるためには、従来のように、単に形式的な職業紹介というのではなかなか実効をあげませんので、求職者一人一人の生活実態その他と結びついて、特定の指導官が求職のお世話を申し上げるという体制をとらなければなりませんので、そのための就職促進指導官を三十九年度におきまして三百五十人増員いたしまして、従来おります促進指導官と合わせまして七百七十六人でございませう。お世話を申し上げたいという考え方でございませう。また、就職指導をやっております過程におきまして、就職指導手当を支給するわけでございますが、その月額は一十八年度九千五百五十円であったものを一万五千円として計上いたしております。もう一つは転職訓練の実施でございますが、三十九年度における転職訓練は、公共訓練、速成訓練、委託訓練、職場適応訓練等、全部含めまして総計七万八千四百人を考えております。また、その転職訓練をやります過程において、その間にございまして訓練手当を支給するわけでございますが、一〇ページの半ばごろでございませうが、その訓練手当の額は、月額にいたしまして三十八年度は一万二千五百五十円であったものを一万三

千三百円として計上いたしております。次に、失業対策事業の実施についてでございますが、失業対策事業の一日平均吸収人員は、三十九年度におきまして十八万六千人といたしております。三十八年度の二十万三千人に比べまして一万七千人の減になっております。事業費単価は五百一円九十銭でございます。三十八年度の四百五十八円に比しまして九・六％の増になっております。これは労力費でございます。事業費単価の中の労力費についていま申し上げたわけでございますが、労力費につきましては五百一円九十銭計上いたしております。この五百一円九十銭につきましては、失業対策事業賃金審議会の意見のとおり、昭和三十八年八月に実施いたしました屋外労働者職別賃金実態調査によりまして、建設業総合工事中、失対事業の事業種目に対応いたします道路とか河川等の工事におきまして定額制通勤の日雇い労働者の一般的な給与額を基準として算定いたしました四百九十九円九十銭に、北海道冬季加算分といたしまして前年どおり二円を加えた額でございます。なお、資材費、管理監督費、事務費につきましては、それぞれ若干の増をみまして、事業費単価といたしましては、三十九年度におきましては六百五十七円八十五銭を計上いたしておりますわけでございます。

次に、一一ページをごらんいただきます。高率補助につきましては、三十八年度は四億でありましたけれども、地方の財政負担をできるだけ軽減するという意味におきまして、三十九年度は一億増額いたしまして五億といたしております。特別失対事業につきましては、金額としては三十八年度と同額の四十一億、一日平均吸収人員は八千人でございます。

に伴いますものを確実に実行しようとするものでございまして、金額といたしましては六十六億六千四百四十二万円を計上いたしております。

次は、失業対策事業就労者の就職促進でございますが、まず第一が雇用奨励制度の拡充でございます。雇用奨励金につきましては、三十八年度と同じ対象人員六千人でございます。考え方も同じでございます。次の、就職支度金につきましては、貸し付額の単価を二万円であったものを三万円に上げ、また、対象人員も九千人であつたものを一万五千人とする、こういうふうにしております。次の（四）、転職促進訓練につきましては、本年度の実績等にかんがみまして、ほぼ同程度の転職訓練を計画いたしております。

次に、一二ページをごらんいただきます。失業保険庫庫負担金でございますが、一般失業保険の保険金総額、まん中から少し下に書いてございませうが、八百八十五億三千万円でございます。この大体四分の一、完全に四分の一はなりません。失業保険の給付金で、広域職業紹介に基づく給付援助の分は三分の一の庫庫負担になっておりますので、若干のズレはございませう。二百二十一億四千七百七十七万円の一般失業保険庫庫負担金。日雇いにつきまして、保険金総額三十八億五千四百百万円の三分の一が十二億八千五百百万円。事業費負担といたしまして四千万円。合計二百三十四億三千二百万円を失業保険庫庫負担金として計上いたしておりますわけでございます。

次が、炭鉱離職者の対策の強化に必要な経費でございます。これは昨年の通常国会における臨時措置法の改正に伴いますものを確実に実行しようとするものでございまして、金額といたしましては六十六億六千四百四十二万円を計上いたしております。

その第一が、炭鉱離職者援護業務の充実でございます。この概要欄に書いてありますとおり、一から七までその援護業務の内容を書いてありますが、四の、再就職奨励金支給費、五の、民営事業助成費を除きましては、従来とちがっていたものの踏襲、あるいは若干の拡充でございます。新規のものは、いま申しました四と五でございます。四の、再就職奨励金の支給と申しますのは、石炭合理化による離職者の再就職を促進するため、やはり就職支度金制度を設けようとするものでございまして、これにここに書いてないので非常に恐縮でございますが、その内容は、離職後一年以内に就職した場合に給付日数の七十五日分、一年から一年半の間に就職したものににつきましては給付日額の五十日分、一年半から二年の間に就職したものににつきましては給付日額の三十日分を支給するという制度を新しく創設するものでございませう。その金額は、ここに書いてありますように、三億五千五百八十四万七千円でございます。五の、これも規程新事業でございますが、民営事業助成費と申しますのは、炭鉱未亡人対策としての家政婦施設の中の宿舎、託児所に対する助成金として八百二十二万四千円を計上いたしております。その他につきましては、先ほど申しましたように、三十八年から実施いたしておりますものの若干の拡充程度のものでございませう。

2の、炭鉱離職者の緊急就労対策事

業の実施でございますが、御存じのとおり、現行法では三十九年十二月十七日で緊就事業は廃止することになっておりますけれども、これを昭和四十二年三月三十一日まで実施するという方針のもとに、三十九年度におきましては、二十四億九千四百萬円の予算を計上いたしております。吸収人員は六千四百人、事業費単価は千五百円でございます。

次が、炭鉱離職者の職業訓練の充実でございますが、訓練定員、内容等、大体三十八年度の訓練内容を若干充実するという程度の予算を計上いたしております。

次に、一五ページの就職促進指導の実施等でございますが、就職促進手当、広域職業紹介の実施等については、三十八年度と同じ考えでございます。

次に、一六ページの技能労働者の育成と技能水準の向上に必要な経費に移りたいと思います。技術革新の進展に対応いたしまして、今後経済発展の推進力となります技能労働者の育成と技能水準の向上のために、技能コンクールの実施促進及び技能検定等、飛躍的な拡大と職業訓練の充実をはかるものでございまして、総額といたしまして七十億二千八百一十二万二千円を計上いたしております。その第一が、技能コンクールの実施促進及び技能検定との連絡調整でございます。民間における自主的な技能コンクールの実施を助長し、さらにこの技能コンクールと技能検定制の連携調整を行なうて、技能検定の実質的拡大をはかるという趣旨に行ないます技能コンクールにおきま

して、国が定める一定の基準以上の成績をおさめた者に対しては、技能検定におきまする実技試験を免除するという方策を行ないますと同時に、こうした民間の行なう技能コンクールに對しまして国が補助を行なうと、こういう趣旨のものでございまして、それ、技能コンクールの実施と国際職業訓練競技大会への参加、これは(ロ)に書いてあります国際競技大会への参加は昨年度と同じでございます。(ハ)に書いてあります技能検定の実施、これはいまし申しましたように、実技試験につきましては技能コンクールのほうに譲るわけでございまして、その職種は三十六職種でございますが、それとやらはらになりまして学科試験は国がやるわけでございまして、それがやはり同じ三十六職種を計上いたしておるわけでございまして。

また、次に、こうした技能コンクールの実施を円滑ならしめ、また、コンクールを実施しない場合には事業内訓練の助成というふうなことで、技能センターを一カ所設置いたしたいという考え方でございまして。

次が、転職訓練を中心とする公共職業訓練施設及び内容の充実でございますが、次のページを開きいただきます。一七ページの一般訓練所におきまして、三十九年度におきまして、新設しようとするものは十カ所、二十職種でございます。職種の増設をはからうとするものが二十職種でございます。総合訓練所におきましては新設は考えておりませんが、職種増を十五職種と考えております。中央訓練所につきましましては、学年進行等に伴う経費を計上いたしておるわけでござい

ます。次の一八ページに書かれております。身体障害者職業訓練所は、これは新規でございます。北海道に一カ所、身体障害者職業訓練所を新設いたしたいという考え方でございまして。

次に、転職訓練の推進でございますが、これは先ほど失業対策並びに炭鉱離職者対策のところで述べたことの重複計上になっておりますので、省略させていただきます。一八ページの(イ)の事業内職業訓練の強化拡充でございますが、その(イ)は共同職業訓練団体に対する運営費の補助でございます。その対象人員がごらんのとおり伸びておりますので、それに伴う運営費の補助の増額をいたしております。(ロ)の、共同職業訓練施設費、これは昨年と同じく十五カ所分でございます。(ハ)の、事業内職業訓練施設設置資金の貸付は、財政投融資といたしまして一億九千万円を計上いたしております。これは先ほど申しました財政投融資ワタ六十億の内訳になるわけでございまして。

次が、中小企業労働対策の推進に必要な経費でございます。総計六億四千八百五十九万二千円を計上いたしております。その第一が、中小企業労働管理近代化のための集団指導の推進でございます。中小企業の企業集団ごとに指導いたしまして、それぞれ近代化計画を樹立してもらいまして、それを着実に実行してもらって、中小企業の実質的な労働条件のレベル・アップをはかるということで、昭和三十七年度より基準局におきまして実施をいたしておる施策でございますが、そういうことで、大体の予算の体系は従来からでございましておるわけでござい

ます。三十九年度におきましては、特にその中から三行目の欄に書いてありますような、これに従事いたします労働管理近代化推進員、これは民間人でございまして、これを従来三千人未満申し上げておりましたのを、千人増加いたしまして四千人にいたすという予算を計上いたしておるわけでございまして。次の二二ページの(イ)に、週休制及び一斉閉店制の促進指導、中小企業災害防止個別指導の実施は、三十八年度予算と大体同額あるいは若干拡充という形のものでございまして。

次が、中小企業退職金共済制度の改善と加入促進でございますが、これは先ほど官房長から四十六回国会提出予定法案といたしまして、中小企業退職金共済法の改正の内容を申し上げておりますので、内容については省略させていただきます。建設業退職金、この中で、いわゆる予算を要しますのは、建設業退職金共済制度の創設に伴うものでございまして、この事務費の補助約三千万円を計上しております。なお、融資制度につきましては、中小企業退職金共済事業団の余裕金、これもここに数字が載せられておりませんが、来年度末に約百三億になる見込みでございますので、その約一割の十億を融資のワタとして考えていきたいと思っております。

次が、中小企業労働者福祉対策の推進でございます。その(1)が、福祉協議会の設置でございます。三十八年度におきまして、この福祉協議会を九十協議会認められたわけでございまして、それを倍の百八十協議会で三十九年度は進めてまいりたいという考え方

でございます。二番目の、年少労働者福祉対策でございますが、その(イ)は、勤労青少年ホームの増設でございます。増設分八カ所を明年度計上しております。勤労青少年対策の重要性にかんがみまして、設置個所の増加をい

わゆる倍増、従来四カ所程度の増加でございましたが、八カ所にいたして、いよいよ倍増したいという考え方でございます。次が、年少労働者カウンセリング制度の普及でございますが、年少労働者の職業生活への適応を高めるために、職場あるいは家庭におきまして生じた緊張とか、不満とか、そういったものを適切な人によって生活相談によつて解決することが必要なわけでございまして、そういう意味の産業カウンセリング制度を普及するための広報とか講習会の開催に要する経費を計上いたしておるわけでござい

ます。

○徳永正利君 カウンセリングというのは何ですか。

○政府委員(鈴木健二君) 生活相談でございます。

○徳永正君 生活相談と書いておいたほうがわかりやすいような気がする。ぐあい悪いよ。

○政府委員(鈴木健二君) 次に進めさせていただきます。(イ)の、年少労働者の福祉員制度の充実等につきまして、大体三十八年度の踏襲でございます。

次は、婦人労働者の福祉対策でございますが、働く婦人の家の増設につきましては、昨年のとおり二カ所の増設でございます。働く婦人労働者福祉増進運動等につきましては、昨年度の予

算でございます。

算を若干拡充していただいております。

次に、中小企業労使関係の安定促進でございますが、ここに書かれております中小企業労使関係改善指導、中小企業労働相談員の委嘱及び講習会の開催等、中小企業向け指導資料の発行等でございますが、若干の事務費の増額を計上しております。二三ページに移りたいと思っております。小規模事業所に対する失業保険の適用拡大でございます。先ほどの大臣のあいさつにもございましたように、昭和四十一年度を目途に、五人未満事業所を当然適用にしたいという考えでございますが、それまでの期間、できる限り多くの小規模事業所の適用をはかる必要がございますので、事務費としてはかなり高額の六千三百五十五万六千円を計上いたしております。

6の事業内職業訓練の強化拡充につきましては、先ほど技能労働者の育成と技能水準の向上の説明のほうで申し上げたのと重複になっておりますので省略させていただきます。

次に、二四ページでございますが、近代的労働条件の促進に必要な経費でございます。要求額をいたしまして七億三千五百九十九万八千円を計上いたしております。1の、中小企業労務管理近代化のための集団指導の推進につきましては、先ほどの中小企業対策のところで申し上げましたので省略させていただきます。賃金に関する施策の推進につきましては、趣旨は先ほど大臣のあいさつにあったとおりでございますが、予算に計上いたしておりますものの、最低賃金制度の拡充でございます。(1)が、最賃法

に関する昨年の答申に基づきまして、関連業種の労使の意見を反映させるために専門部会の回数を増加し、平均六回を八回にするという増額と、業者間協定の件数増を予算上計上いたしております。

次に二五ページに移りまして、二五ページの新規の事業といたしましては、(四)に書いてあります賃金構造基本調査の実施でございます。三年に一回賃金センサスが行なわれるわけでございするが、その年に当りますので、賃金構造基本調査の実施といたしまして三千五百三十七万七千円を計上いたしております。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

策の推進につきましても、同じような考え方でございます。(五)に、科学技術の振興と、非常に何か少しはぐくむな表現を使っておりますが、予算項目上、こういう名前になりますので、中身につきましては産業安全研究所、労働衛生研究所の研究費の増額と機械設備の整備等に要する経費でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

次に、二七ページの、労働時間関係の実態調査でございますが、労働時間問題の重要性にかんがみまして、商店等サービス業、監視統制労働等の特殊な部面における労働時間に関する実態調査を整備しておきたい。こういった関係の予算でございます。

が、その1が、中高年齢婦人の職業援助対策の推進でございます。(4)が、家事サービス職業訓練の充実強化でございます。これは失業対策事業の就労者の中で新しく家事サービス等の職業につこうとする者の職業訓練でございます。これを三十八年度に引き続き実施したいという考え方でございします。(5)は、内職相談施設の拡充でございます。二カ所新設、その新設費と設置運営費でございます。(6)は、婦人労働力有効活用に関する調査は、各婦人労働者につきまして就業状況と就業生活経験、職業への関心状況、就業上の問題点等を調査いたしました。婦人労働力の有効活用に資したという調査でございます。(7)は、未亡人等の就業に関する相談業務の強化につきましては、三十八年度と同じでございます。

次に、婦人及び年少労働者福祉対策の推進でございますが、この中の勤労青少年ホーム、産業カウンセリング制度、働く婦人の家等につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。婦人少年室協働員活動といたしましては、やはり第一線の婦人少年室に活動してもらわなければなりませんので、それで協働員の活動費を若干増加いたしております。

次に、勤労者家庭生活向上対策の推進でございますが、大体ごらんのおり、ここであつておられるのは、三二ページをごらんいただきたいと思っております。次に、家事福祉施設の運営とございまして、これは失対就労者の職業促進施設でございますので、これが平年度化したものです。約九百万円程度あつておりますが、あとは大体三十

八年度の内容を補完するという程度の予算でございます。次の4の、婦人の地位向上対策の推進でございますが、これも項目といたしましては、ここに掲げてありますように、婦人週間の開催、中央会議及び地方会議の開催、日本婦人の実情についての海外広報活動の実施、売春防止対策の推進、婦人問題に関する基本調査の実施等、若干の事務費の増額を計上いたしております。

次の三三ページに移りたいと思っておりますが、この項に掲げておりますのと若干性質を異にいたしておりますけれども、便宜上この項に掲げさせていただきます。脊髄損傷者に対する特殊療養施設の新設でございます。要求の概要に書いてありますとおり、労災病院等において療養中の脊髄損傷者のうちに症状が安定し、理学療法、機能回復訓練、日常生活動作訓練等の過程も終了し、進んで、復職更正を希望している者に対して、みずからの勤労の報酬によって生活を営む、こういうことをやりたいというので、長野県の諏訪に一カ所脊損患者に対する更正作業所を設置したいという考え、定員は五十名でございますが、一億一千三百九十二万四千円を計上いたしております。

三四ページに移りたいと思っております。これは国際労働行政の充実強化に必要な経費でございます。一億四千七百七十九万九千円を計上いたしております。その一つは、海外広報活動の充実でございます。百五十万程度の増額をいたしております。(4)は、OECD諸会議の参加でございます。OECDの会議のうち労働に関する必要なも

の拡充でございます。(1)が、最賃法

のに参加する必要があるということ
で、海外渡航費二百九十四万一千円を
計上いたしております。(イ)は、従来の
ILO諸会議の参加と国際労働関係分
担金でございます。

三五ページに移りたいと存じます。
行政運営の刷新改善に必要な経費で
ございまして、その一は、両特別会計の
業務処理の機械化でありまして、特殊
自動車、オートバイ、電子計算機の整
備、会計機、加算機の整備等をはかっ
てまいりたい。(ロ)に、職員管理対策の
強化と書いてございまして、これは、
ここに掲げておりますのは、管理職手
当と、また職員管理に関するブロック
会議等を開く費用が計上されております
が、(イ)の、労働研修所の整備運営で
ございまして、三十八年度におきまし
て、労働研修所の施設費が認められま
して、その建物ができ上がるわけで
ございまして、三十九年度から業務が運
営されるわけでございまして、その
諸調弁費と運営費を計上いたしてお
るわけでございまして。

三六ページの、一般行政事務費等に
必要な経費でございまして、1は、じ
ん肺等長期傷病者補償費の国庫負担金
でございます。2が、政府職員等失業
者退職手当、3が、労働保険審査会
費、4が人件費及び事務費、大体事務
費とか人件費という性質のものでござ
いまして。特に御説明申し上げることも
ないと思いますが、先ほど大臣が申し
上げました、あるいは官房長から提出
予定法案に掲げてあります労働保険審
査会の委員の三人の増設は、この3
の、労働保険審査会の中に計上いたし
ておるわけでございまして。

次に、特別会計に移ります。最初に

三八ページでございまして、歳入のほ
うで、保険料収入といたしまして五百
九十億五千万円でございます。じん肺
等の国庫負担の受け入れが十一億三千
二十万八千円、おもなものを合わせま
しませんが、そういうものを合わせまし
て、歳入総額といたしましては九百三
十三億六千一百一十一万一千円ござい
ます。

それから、歳出のほうを見ていた
きたいと思いますが、歳出のおもなも
のだけを申し上げたいと思ひますが、
保険金が四百六十三億三千一百万円
でございます。

次に、こまかいものは抜きまして、
四一ページでございまして。保険施設費
が八億八千九百八十七万円。次のペ
ジに移りまして、四二ページ、労働福
祉事業団出資金二十五億五千九百五十
万円。次の四三ページの予備費三百七十
八億八千三百一十一万五千円、歳出合
計九百三十三億六千一百一十一万一千
円でございます。

歳入歳出全般につきまして、その概
況を申し上げたいと存じますが、歳入
歳出の主体をなします保険料及び保
険金は、前年度より適用労働者数なり
賃金等の伸長によりまして、ある程度
の増加を見込んでおります。歳出につ
きましては、大体同じ平年度のベース
でございまして、特に申し上げたいの
は、先ほど申しましたように、労働災
害の防止に関する法律の施行に關しま
して、いわゆる労働災害防止協会に対
する助成金三億四千万円を計上いたし
ております。これも先ほど申しました
けれども、身体障害者職業訓練所の新
設費を特別会計で一所計上いたして
おります。脊損に対する特殊療養施

設、これを一億一千三百九十二万四千
円を計上している。なお、新規に労災
病院の食費とか薬価代等の運転資金と
して五億円を計上いたしております。
そういうことが特に新規の事業であ
たり特殊の問題であったりするもので
ございまして、その他につきまして
は、大体平年度のベースで予算を組み
立てておるわけでございまして。

○九年度重責 五億は何に使う
の。

○政府委員(鈴木健二君) たとえば
労災病院は独立採算制をとっておるわけ
でございますが、その収入に入るま
で、なかなか資金がないわけござい
ます。したがって、薬価代を払うに
しても食費代を払うにいたしまして、
その運転する金がないわけでありま
す。そうしたものを五億の運転資金で
まかなうという考え方でございませ
う。

次に、失業保険特別会計について申
上げたいと思ひます。四五ページを
ごらんいただきたいと思ひます。歳入
は、保険料収入が八百七十二億五千
九百九十九万円、印紙収入が十三億
一千八百九十九万円、一般会計よりの
受け入れが、先ほど御説明申し上げ
ましたとおり二百三十四億七千三百
九十九万円、運用収入、いわゆる
失業保険の積立金の運用から生ずる
収入が七十六億八千二百六十四万
四千円、雑収入が九億六千五百九
十五万四千円、合計二百六十六億
九千八百五十五万四千円、この
歳入でございます。

歳入のおもなものを申し上げます。
四六ページの保険給付費でござい
まして、九百二十三億五千七百九十
万円、保険施設費といたしまして二
十九億一千四百九十九万七千円、
次が四七ページに移りまして、雇
用促進事業団出資金百

二十一億六千六百八十四万二千
円、ざっと飛びまして、四九ページ
の予備費七十四億三千二百九十九
万九千九百九十九円、歳出合
計一千二百六十六億九千八百五
十五万四千円でございます。その概
要につきましては、保険給付費につ
きましては、一般保険につきまして
は、増大と最近の給付の実績にか
がみまして、これは数字にこの四
六ページに書いてございまして、月
平均受給実人員を三十八年度予
算の五十一万九千人に對しまして、
三十九年度に對しまして、五十二
万八千人に見込んでおります。給
付月額につきましては、賃金の
上昇を織り込みまして、三十八
年度予算の一萬六千四百一十
円を二萬二千二百九十九円と
して計上いたしております。

次に、日雇保険につきましては、
三十八年度予算の、ここに四六
ページでございまして。人数は
この資料に出ておりませんが、
三十八年度予算の十八万
一千一人に對しまして十九万
四千一人といたしまして、受
給実人員を見込んで計上いた
しております。

失業保険につきましては、全般に
いたしまして、保険施設の充
実を期するために、三十八
年度に引き続きまして、
総合職業訓練施設訓練の項
で申しました総合職業訓練
施設と、労働力流動化のた
めの移転就職者の宿舎、
これは初めに申しました一
万戸の宿舎でございます。簡
易宿泊所等の建設及び
職業訓練特別給付金の支給
を行なうは、三十九年度に
おきまして新規に行ないま
す事業が、失業保険受給者
のうち、就職指導手当に満
たない者につきまして、その
差額を支給するといふ
制度を新しく設けました
ことが特に特

記する事項で、その他は、
大体平年度並みの考え方
でございます。以上、簡単
でございますが、労働省
所管の三十九年度予算案
についての概況の説明を
終わりたいと存じます。

○藤田藤太郎君 いずれ
これは審議されると思ひ
ますが、一言だけ聞いて
おきたいのですが、三五
ページの職員管理対策
の強化、それから三六
ページの政府職員等失
業者退職手当、片一方
は、九千四百四十万、
片一方は二億四千万、
これは特別会計でもない
のに、何でこんなものを
ここに掲げにやいかぬ
か、ということ。国家公
務員の年金だとか、一
般給与の中に入ってい
ないからぬものを、こ
れだけ何で掲出したの
か。

○政府委員(和岡義典君) 三六
ページのほうの政府職
員等失業者退職手当
は、先生、御存じのよ
うに、短期でやりました
者の失業保険金を下
回る分に対する差額支
給でございまして。い
わゆる俗稱マル政とい
つております。これを
安定所のほうで扱いま
すので、労働省予算と
して、ここに二億四千
万円を計上しております。
一般的にいいますと
退職金とか、恩給とい
うものは、これは全然
このワケ外の問題で
ございまして。季節
労働で、短期的に政
府職員として雇われ
まして、一番多いのが
林野庁の季節労働で
ございまして。これ
は林野庁の特別会計
から一般会計のほう
へ財源を繰り入れて
まして、それを労働
省の予算の中に計上
して職業安定所から
支給をする、こうい
うことになってお
るものであります。

す。別に予算的に見ましても、それほどの強化ではございません。従来やっておりますものを多少旅費等がふえまして程度でございます。つい言葉が過ぎておそれ入ります。

○藤田藤太郎君 季節労働者のやつは、農林省、林野庁から金を出して職安の会計へ入れて、職安で先に出しておいて補てんするということでしょう。それはわかつておるのです。わかつておるのだけれども、なぜ、それでも足らぬから差額をここに書いたということですか。

○政府委員(和田勝美君) これは差額という考え方ではございませんで、短期的に政府職員になりまして、恩給とか、退職金がありもらえない分につきましては、失業保険を下回るところの部分は、失業保険にプラス失業保険を下回る部分だけ国庫から負担をするわけでございます。そのワクの総額が二億四千万、ほとんど全部が林野庁関係で、この九〇%でございます。林野庁で御存じのように、季節の労働で夏場働いて冬林野庁をやめて失業者になるという者に支給する金額でございます。

○藤田藤太郎君 それじゃ民間もそういう……
○政府委員(和田勝美君) 民間の場合は、普通の失業保険で参る……
○藤田藤太郎君 その失業保険というのは、これに該当するような処置ができておるわけですか。
○政府委員(和田勝美君) はあ、ございます。
○委員長(鈴木強君) ありがとうございます。

昭和三十一年二月三日印刷

昭和三十一年二月四日発行

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十六分散会

一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法の一部を改正する法律案
予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 急性灰白髄炎の予防接種は、生後三月から生後十八月に至る期間を定期として、その定期において、行なう。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際生後三月から生後十八月までの間にある者については、この法律による改正後の第十四条の定期は、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から昭和四十年三月三十一日までの期間とする。この法律の施行の際生後十八月から生後三十九月までの間にある者(この法律による改正前の第十四条第一号又は第二号の予防接種を受けた者及び当該各号の期間を経過した者及び同条第二号の予防接種を受けた者を除く。)についても、同様とする。

3 前項に規定する者であつて、この法律の施行前に、厚生省令で定める急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、厚生省令の定めるところにより、この法律による改正後の第十四条の予防接種を受けたものとみなす。

一月二十九日子備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第五章 会計(第二十六條第六項、監督及び補則第三十五條第三項、罰則第三十五條第三項)

目次中 第五章 会計(第二十六條第六項、監督及び補則第三十五條第三項、罰則第三十五條第三項)

「第三十一條」を「第三十二條第三十四條」を「第三十七條」を

「第五章 財務及び会計(第二十六條第六項、監督及び補則第三十五條第三項、罰則第三十五條第三項)」に改める。

「財務及び会計」に改める。

第十九條第二号を次のように改める。
二 予算並びに第三十條の規定による長期借入金金の借入れ及び社会福祉事業振興債券の発行

「第五章 会計」を「第五章 財務及び会計」に改める。

第五章中第三十一條を削り、第三十條を第三十一條とし、第二十九條の次に次の二條を加える。

(借入金及び社会福祉事業振興債券)

第三十條 振興会は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は社会福祉事業振興債券(以上「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、振興会の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 振興会は、厚生大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條から第三百十一條までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項まで

に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は政令で定める。

(償還計画)

第三十條の二 振興会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、厚生大臣の認可を受けなければならない。

「第六章 監督及び補則」を「第六章 監督」に改める。

第三十六條第四号中「第三十條」を「第三十一條」に改める。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十四條の二 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十七條、第三十條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十條の二の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の第三十四條の二第二号の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度の財務諸表に係る承認から適用する。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局